

北海道告示第11119号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成31年4月15日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年12月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aruku-zaka Street

北海道虻田郡倶知安町字山田166番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

特定目的会社MHL ARK Development 取締役 レンイ・アン

東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 東京共同会計事務所内

(3) 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
未定

(4) 大規模小売店の新設をする日

平成31年6月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,025平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

140台

イ 駐輪場の収容台数

25台

ウ 荷さばき施設の面積

38平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

28立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時00分

閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

午前6時30分から午後10時00分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

2 届出年月日

平成30年10月26日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

平成30年12月14日（金）から平成31年4月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

#### (4) その他

縦覧については、倶知安町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は倶知安町へ問い合わせること。